

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 5 月 10 日 (火) 第 309 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部を改正する規則 (※) (交通企画課取扱い) 1
- 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する細則 (※) (免許試験課取扱い) 1
- 運転免許取得者等検査の認定に関する細則 (※) (免許試験課取扱い) 4
- 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則 (※) (免許試験課取扱い) 22

公 安 委 員 会 規 則

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第12号

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部を改正する規則

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則 (平成27年鹿児島県公安委員会規則第17号) の一部を次のように改正する。

第 3 条 及び 別 記 第 1 号 様 式 中 「 第 108 条 の 3 の 4 」 を 「 第 108 条 の 3 の 5 」 に 改 め る 。

別 記 第 2 号 様 式 及 び 別 記 第 3 号 様 式 中 「 第 108 条 の 2 第 1 項 第 14 号 」 を 「 第 108 条 の 2 第 1 項 第 15 号 」 に 改 め る 。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

.....

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する細則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第13号

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する細則 (趣旨)

第 1 条 この規則は、道路交通法 (昭和35年法律第105号)、道路交通法施行令 (昭和35年政令第270号) 及び大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則 (令和 4 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号。以下「規則」という。)の規定に基づき、鹿児島県公安委員会が行う大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(変更の届出)

第 2 条 規則第 4 条の規定による届出は、変更届 (別記様式) により行うものとする。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式（第2条関係）

<p>変 更 届</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>鹿児島県公安委員会 殿</p>	
<p>特例教習実施者</p>	
<p>変 更 年 月 日 変 更 内 容</p>	
<p>変 更 理 由</p>	
<p>備 考</p>	

.....
運転免許取得者等検査の認定に関する細則をここに公布する。

令和4年5月10日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第14号

運転免許取得者等検査の認定に関する細則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）の規定に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許取得者等検査の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定及び認定の申請)

第2条 法第108条の32の3第1項の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる検査の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書により申請を行うものとする。

- (1) 認知機能検査同等方法による検査
 - ア 運転免許取得者等検査の指定申請書（別記第1号様式）
 - イ 運転免許取得者等検査の認定申請書（別記第2号様式）
- (2) 運転技能検査同等方法による検査
 - ア 運転免許取得者等検査の指定申請書（別記第3号様式）
 - イ 運転免許取得者等検査の認定申請書（別記第4号様式）

(申請書の審査)

第3条 公安委員会は、前条の規定による指定及び認定の申請があったときは、規則第2条、第3条及び第4条に規定する基準に適合しているか否かについて審査を行うものとする。

(指定書の交付)

第4条 公安委員会は、規則第4条第1項第4号及び同条第2項第4号の規定により、運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定したときは、次の各号に掲げる検査の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める指定書の交付を行うものとする。

- (1) 認知機能検査同等方法による検査 指定書（別記第5号様式）
- (2) 運転技能検査同等方法による検査 指定書（別記第6号様式）

(指定の取消し)

第5条 公安委員会は、前条の規定による指定を受けた者が、指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対して次の各号に掲げる検査の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める指定取消通知書により通知するものとする。

- (1) 認知機能検査同等方法による検査 指定取消通知書（別記第7号様式）
- (2) 運転技能検査同等方法による検査 指定取消通知書（別記第8号様式）

(認定認知機能検査結果通知書の交付)

第6条 規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査で法第108条の32の3第1項の認定を受けたもの（以下この条において「認定認知機能検査」という。）を行う者は、規則第9条第1項の規定により、認定認知機能検査を受けた者に対して、その者が受けた検査の結果に対応した次の各号に掲げる認定認知機能検査結果通知書の交付を行うものとする。

- (1) 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある者 認定認知機能検査結果通知書（別記第9号様式）
- (2) 「認知症のおそれがある」基準に該当しない者 認定認知機能検査結果通知書（別記第10号様式）

(認定運転技能検査受検結果証明書の交付)

第7条 規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査で法第108条の32の3第1項の認定を受けたもの（以下この条において「認定運転技能検査」という。）を行う者は、規則第9条第2項の規定により、認定運転技能検査を受けた者に対して、認定運転技能検査受検結果証明書（別記第11号様式）の交付を行うものとする。

（帳簿の作成）

第8条 規則第10条第1項に規定する特定検査を行う者が備えるべき帳簿は、次の各号に掲げる検査の種別に応じた検査記録簿とする。

(1) 認定認知機能検査 認定認知機能検査記録簿（別記第12号様式）

(2) 認定運転技能検査 認定運転技能検査記録簿（別記第13号様式）

（変更届）

第9条 規則第8条第1項及び第3項の規定による申請書の記載事項又は添付書類の内容の変更の届出は、変更届（別記第14号様式）により行うものとする。

（申請書等の提出）

第10条 申請書及び変更届については、法第98条の自動車教習所である施設を用いて行う者にあつては交通部免許試験課長を、その他の施設を用いて行う者にあつては交通部交通企画課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記

第 1 号 様 式 (第 2 条 関 係)

<p>運転免許取得者等検査の指定申請書 認知機能検査同等方法</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 氏 名</p> <p>運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号の規定による同規則第 1 条第 1 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に 行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第2号様式（第2条関係）

運転免許取得者等検査の認定申請書 認知機能検査同等方法 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿 住 所 申請者 氏 名 道路交通法第108条の32の3の規定による認定を受けたいので申請します。	
認定を受けようとする者の 氏名又は名称及び住所、法 人にあつてはその代表者の 氏名	
運転免許取得者等検査に使 用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使 用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方 法の区分	
運転免許取得者等検査の方 法の名称	
添 付 書 類	

注1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。

第 3 号 様 式 (第 2 条 関 係)

運転免許取得者等検査の指定申請書 運転技能検査同等方法	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
住 所 申請者 氏 名	
運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定による同規則第 1 条第 2 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に 行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。	
使用する施設	名 称
	所在地
備 考	

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第4号様式（第2条関係）

運転免許取得者等検査の認定申請書 運転技能検査同等方法 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿 住 所 申請者 氏 名 道路交通法第108条の32の3の規定による認定を受けたいので申請します。	
認定を受けようとする者の 氏名又は名称及び住所、法 人にあつてはその代表者の 氏名	
運転免許取得者等検査に使 用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使 用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方 法の区分	
運転免許取得者等検査の方 法の名称	
添 付 書 類	

注1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。

第 5 号 様 式 (第 4 条 関 係)

第 号

指 定 書

認知機能検査同等方法

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号の規定により、同規則第 1 条第 1 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 6 号 様 式 (第 4 条 関 係)

第 号

指 定 書
運 転 技 能 検 査 同 等 方 法

名 称

所 在 地

運 転 免 許 取 得 者 等 検 査 の 認 定 に 関 する 規 則 第 4 条 第 2 項 第 4 号 の 規 定 に よ り , 同 規 則 第 1 条 第 2 号 に 掲 げ る 方 法 に よ り 行 う 運 転 免 許 取 得 者 等 検 査 に 係 る 業 務 を 適 正 か つ 確 実 に 行 う こ と が で き る 者 と し て 指 定 す る。

年 月 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 印

備 考 用 紙 の 大 き さ は , 日 本 産 業 規 格 A 列 4 番 と す る。

第7号様式（第5条関係）

指 定 取 消 通 知 書

認知機能検査同等方法

年 月 日

住 所

殿

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 印

次の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第8号様式(第5条関係)

指 定 取 消 通 知 書

運転技能検査同等方法

年 月 日

住 所

殿

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 印

次の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 9 号 様 式 (第 6 条 関 係)

認 定 認 知 機 能 検 査 結 果 通 知 書

住 所

氏 名

生 年 月 日

検 査 年 月 日

検 査 場 所

総 合 点

[Empty box for score]

点

(A 点)

(B 点)

記 憶 力 ・ 判 断 力 が 低 く な っ て お り , 認 知 症 の お そ れ が あ り ま す 。

記 憶 力 ・ 判 断 力 が 低 下 す る と , 信 号 無 視 や 一 時 不 停 止 の 違 反 を し た り , 進 路 変 更 の 合 図 が 遅 れ た り す る 傾 向 が み ら れ ま す 。 今 後 の 運 転 に つ い て 十 分 注 意 す る と と も に , 医 師 や ご 家 族 に ご 相 談 さ れ る こ と を お 勧 め し ま す 。 ま た , 臨 時 適 性 検 査 (専 門 医 に よ る 診 断) を 受 け , 又 は 医 師 の 診 断 書 を 提 出 し て い た だ く お 知 ら せ が 公 安 委 員 会 か ら あ り ま す 。 こ の 診 断 の 結 果 , 認 知 症 で あ る こ と が 判 明 し た と き は , 運 転 免 許 の 取 消 し , 停 止 と い う 行 政 処 分 の 対 象 と な り ま す 。

運 転 免 許 証 の 更 新 手 続 の 際 は , こ の 書 面 を 必 ず 持 参 し て く だ さ い 。

年 月 日

所 在 地 名 称 管 理 者



(裏面)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

第 10 号 様 式 (第 6 条 関 係)

にんてい にんち きのう けん さ けつ か つう ち しよ
認 定 認 知 機 能 検 査 結 果 通 知 書

じゆう しよ
住 所

し めい
氏 名

せい ねん がつ び
生 年 月 日

けん さ ねん がつ び
検 査 年 月 日

けん さ ば しよ
検 査 場 所

にんち しよう き じゆん がいとう
「認 知 症 の お そ れ が あ る 」 基 準 に は 該 当 し ま せ ん で し た 。

こん かい けつ か き おくりよく はん だん りよく てい か い み
今 回 の 結 果 は ， 記 憶 力 ， 判 断 力 の 低 下 が な い こ と を 意 味 す る
も の で は あ り ま せ ん 。
こ じん さ か れい にんち きのう しん たい きのう へん か
個 人 差 は あ り ま す が ， 加 齢 に よ り 認 知 機 能 や 身 体 機 能 が 変 化
す る こ と か ら ， じぶん じしん じよう たい つね じ かく おう
自 分 自 身 の 状 態 を 常 に 自 覚 し て ， そ れ に 応 じ た
運 転 を す る こ と が 大 切 で す 。
き おくりよく はん だん りよく てい か しん ごう む し いち じ ふ てい し い ほん
記 憶 力 ・ 判 断 力 が 低 下 す る と ， 信 号 無 視 や 一 時 不 停 止 の 違 反
を し た り ， しん ろ へん こう あい ず おく けい こう
進 路 変 更 の 合 図 が 遅 れ た り す る 傾 向 が み ら れ ま す の
で ， こん ご うん でん じゆう ぶん ちゆう い
今 後 の 運 転 に つ い て 十 分 注 意 し て く だ さ い 。

うん でん めん き じよう こう しん て つづ き さい しよ めん かなら じ さん
運 転 免 許 証 の 更 新 手 続 の 際 は ， こ の 書 面 を 必 ず 持 参 し て く だ さ い 。

年 月 日

所 在 地
名 称
管 理 者



(裏面)

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
-------	-----------------------------

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

第11号様式（第7条関係）

第 号

認定運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

前記の者は、 年 月 日、 に
おいて、道路交通法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する
運転免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（認定運転技能検査）を
受けた者であることを証明する。

認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果

点

- 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

〈合 格 基 準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

所在地
名 称
管理者

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第12号様式（第8条関係）

認定認知機能検査記録簿					
自		年	月	日	名 称
至		年	月	日	代表者
番号	氏 名 生年月日	住	所	検査員氏名	検 査 の 成 績 検 査 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第13号様式（第8条関係）

認定運転技能検査記録簿					
自		年	月	日	名 称
至		年	月	日	代表者
番号	氏 名 生年月日	住 所		検査員氏名	検査の成績 検査年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第14号様式（第9条関係）

変 更 届	
第 年 月 日 号	
鹿児島県公安委員会 殿	
認定検査実施者	
変 更 年 月 日 変 更 内 容	
変 更 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

.....
運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 15 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年鹿児島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

運転免許取得者等教育の認定に関する細則

第 1 条中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改める。

第 2 条中「受けようとするもの」を「受けようとする者」に、「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改める。

第 4 条から第 6 条までを次のように改める。

（指定の申請及び指定書の交付）

第 4 条 規則第 4 条第 2 項第 4 号に規定する指定を受けようとする者は、指定申請書（別記第 2 号様式）により申請を行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定による申請をした者を規則第 1 条第 3 号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として認めるときは、指定書（別記第 3 号様式）を交付するものとする。

（指定の取消し）

第 5 条 公安委員会は、前条第 2 項の規定による指定を受けた者が、指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対し、指定取消通知書（別記第 4 号様式）により通知するものとする。

（帳簿の作成）

第 6 条 規則第 9 条第 1 項に規定する特定教育を行う者が備えるべき帳簿は、特定教育記録簿（別記第 5 号様式）とする。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（変更届）

第 7 条 規則第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定による申請書の記載事項又は添付書類の内容に変更を生じ、若しくは変更しようとするときは、変更届（別記第 6 号様式）により行うものとする。

（申請書等の提出）

第 8 条 申請書及び変更届の書面は、法第 98 条に規定する自動車教習所である施設を用いて行う者は交通部免許試験課長を、その他の施設を用いて行う者は交通部交通企画課長を経由して、公安委員会に提出しなければならない。

別記第 1 号様式中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号 様 式 (第 4 条 関 係)

指 定 申 請 書	
年 月 日	
鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 殿	
住 所 申 請 者 氏 名	
<p>運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定による同規則第 1 条第 3 号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>	
使用する施設	名 称
	所在地
備 考	

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
別記第 2 号様式の次に次の 4 様式を加える。

第3号様式（第4条関係）

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 4 号 様 式 (第 5 条 関 係)

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 印

次の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 5 号 様 式 (第 6 条 関 係)

特 定 教 育 記 録 簿 (講 習 同 等 課 程)					
自		年	月	日	名 称
至		年	月	日	代 表 者
番 号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	指 導 員 氏 名	教 育 実 施 年 月 日 教 育 終 了 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第6号様式（第7条関係）

変 更 届	
第 年 月 日 号	
鹿児島県公安委員会 殿	
認定教育実施者	
変 更 年 月 日	
変 更 内 容	
変 更 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年5月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の運転免許取得者教育の認定に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。